

令和7年度 第11回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和8年2月25日

令和7年度 第11回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年2月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明		
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○欠席委員 (1名)

3番 池田 将徳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 非農地証明願承認について

議案第5号 丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第1号 農地の一時利用届について

報告第2号 農地の形状変更届について

報告第3号 農地法施行規則該当転用届について

報告第4号 認定電気通信業者による届出について

報告第5号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

報告第6号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

- 議長 失礼します。少し早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。
ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (会長あいさつ)
○議長 ありがとうございます。
事務局から、会議の開催について御報告をお願いします。
○事務局 失礼いたします。事務局です。
本日の定例総会の出席人数でございます。
議席番号3番の池田委員から欠席の届出がありました。
つきましては、本日の出席委員は在任委員24名中23名となっており、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会ができますことを御報告いたします。
以上です。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。
本日は、議席番号6番の平松委員、議席番号7番の福井委員、両委員よろしく願いいたします。
なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をよろしく願いします。

4. 議事

- ～ 議案第1号 番号1番～番号46番 ～
～ 報告第2号 番号1番 ～
～ 報告第3号 番号2番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。
○事務局 議案第1号、番号1番朗読
○議長 事務局の説明が終わりました。
柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は10ページに示しています。
譲受人は、譲渡人の孫に当たるようで、農機具も譲り受けるとのことです。
利用計画は野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、まず番号2番から番号5番まで確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

利用計画は、水稻を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は12ページに示しています。

利用計画は、水稻や野菜を作付されるということです。

機械は、トラクターと草刈機を所有しておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は13ページにあります。

作付計画は、水稻ということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

作付計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号6番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号6番について氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、栗です。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、番号7番から番号10番まで氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

作付計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いします。

続きまして、番号8番も、議席番号8番の山本が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

作付計画は、栗となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

利用計画は、栗、野菜、豆等となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号10番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

利用計画は、野菜となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号11番～番号19番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番から番号16番まで、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は19ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

農機具は、トラクターと耕運機を所有されており、徐々に他の農機具も揃える計画で、田植えや稲刈りは地元の農家に依頼されると聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

利用計画は、豆類と水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

利用計画は、水稻、果樹、栗です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、水稻と小豆です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21と22ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻と野菜と聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23ページに示しています。

利用計画は、豆類と聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には誓約書が添付されております。譲受人の所有農地の中に、昭和38年頃に畜舎、昭和60年頃に納屋を建設し、現在は農業用倉庫として利用されているため、令和8年12月までに2アール未満の届出をするというものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しております。

利用計画は、野菜類と蕎麦の予定です。

トラクターと管理機を所有されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号18番と番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 お伺いします。進入路はどこにありますか。

○委員 譲受人の所有地が、右側にあります。

○委員 右側ですか。

○委員 右、東側にございまして、その間の白い所が譲受人の所有地で、そこからトラクターと
か通行できるようになっております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号20番～番号32番、報告第2号、番号1番、報告第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、番号20番から番号29番までお願いいたします。

○委員 番号20番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号20番は、兄弟間の贈与によって取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

申請地の南側に隣接している譲受人の耕作する農地と一体的に水稻栽培となっております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書は譲受人の所有農地の一部にカーポートがあり、4月に転用申請をするとの誓約を頂いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、番号21番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号21番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は28ページに示しております。

申請地の東側に譲受人の住居があり、周辺農地も譲受人の耕作する農地です。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請地の北側半分は報告第2号の番号1番により、嵩上げし果樹栽培を予定されております。

南側は、報告第3号の番号2番により、露天農業用機械置場として利用する計画となっております。

周辺農地の営農への影響も問題なく、地元等の同意も得られていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号22番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号22番は、贈与によって農地を取得し、農業を始めたいということでございます。図面は29ページに示しております。

この場所は、従来から栗が栽培されております。周辺農地もほとんど栗園となっております。今後とも栗を栽培したいということです。

農機具は少しずつ揃えておられます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号23番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号23番は、農地を売買により取得し、農業経営規模を拡大したいというもので、図面は30、31ページに示しております。

利用計画は、野菜と水稲です。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号24番は、農地を売買によって取得し、農業経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

利用計画は、水稲です。

小さな24平米の田がありますが、隣と一体となっている農地です。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号25番は、農地を売買によって取得して、農業規模を拡大したいというもので、図面は31、32ページに示しております。

譲受人は丹波市外の方ですが、図面上に拠点を示しており、住居を構えておられます。農業の実績もごさいます。トラクターを持ってきて野菜を作りたいと聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は33ページにごさいます。

譲受人の自宅隣の農地を買うこととなります。

既に農地に栗が植わっており、引き続き栽培されます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は34ページにごさいます。

地図のとおり、申請農地の隣に拠点とあります。譲受人の住所は市外ですが、この拠点を一緒に購入されリフォームして居住する予定です。

農機具も耕運機、草刈機等を所有されております。

作物は、野菜を作付けされます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認していま

す。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページに示しております。

現在、譲受人の住所は隣接集落ですが、35ページの地図左上に拠点とあります。ここに新築の家を建てられ、移り住み農作業をする意図を持っておられます。

機械は、地元の方に作業委託したりして、利用計画は、水稻と野菜と聞いております。

なお、週3日勤務の休暇を利用し、近所の方と一緒に耕作していく予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号29番は、農地を売買により取得し、農業経営規模を拡大しようとするもので、図面は36ページに示しております。

作付作物は、野菜を予定しています。

現在春日町内に住居はありますが、図面に示していますように、拠点となる家と隣接する農地を取得する案件です。

確保されている農機具はトラクター、軽トラ、草刈機となっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、また報告第2号の番号1番、報告第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、関連の報告第2号の番号1番、報告第3号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 確認ですが、譲受人は現在所有地が○○平米ですね。

○委員 市外で耕作されております。

○委員 この申請が○○平米ほど。○○平米なら管理機で良いんやけど、トラクターか何か買うか借りるかされるの。

○委員 他にも所有農地がありますが、他の農地は貸出しされてます。そこではご自身のトラクターで、作物も作っておられ、共同でされております。

○委員 所有されているのですね。

○委員 トラクターを所有しており、持ってきて野菜作りをしたいということです。

市外にも農地があり、貸しておられます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

次の番号30番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号30番について春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

この農地は、贈与によって取得し、農業経営規模を拡大したいというものです。図面は37ページに示しております。

この譲受人は、図面の上側、隣接する下側にも農地を持っておられます。

利用計画は、水稻です。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、それから地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号30番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。
復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 番号31番、番号32番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番は、農地を贈与により取得し、農業経営規模を拡大しようとするもので、図面は38ページに示しております。譲受人所有地の南隣に位置します。

利用計画は、水稻を予定しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事者要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号32番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号32番は、農地を贈与により取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は39ページに示しています。

譲渡人は、年2～3日草刈りをしておられましたが、高齢になり草刈りが難しくなってきたので、若い人に譲ろうということです。

利用計画は、水稻を予定しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事者要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号31番について、質問、意見等がございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等がございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号33番～番号39番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号33番と番号34番は、譲受人が同一人物であり一括して報告したいと思います。
議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号33番と番号34番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、
図面は40ページに示しています。

利用計画は、現在も栗で今後も栗を予定されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、
地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号35番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号35番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は41
ページに示しております。

利用計画は、野菜です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、
地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号36番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号36番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は42
ページに示しています。

空き家と農地を買われます。市外で10年余り農業をされております。

農機具は、管理機を所有されております。

トラクターが必要なときは、当分の間はリースの予定です。

利用計画は、野菜を考えておられます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、
地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認していま
す。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号37番から番号39番まで、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号37番と番号38番は、関係性がありますので、同時に説明させていただきます。

番号37番と番号38番は、作業の利便性を図るために、農地を交換するための申請です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、
地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、図面は43、44ページでございます。

続きまして、番号39番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、
図面は45、46、47ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、
地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号33番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定いたします。

番号34番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定いたします。

番号35番について、質問、意見等はありませんか。

細い所ですが、周辺の関係性とか進入路とか、その辺りの説明をお願いします。

○委員 周辺は先月の定例総会で許可が出て、既に譲受人が農業用倉庫と合わせて取得済みです。

本件は、公簿地目が雑種地ですが、現況が畑でして農地法の許可が必要ということで、今回申請が出たものでございます。以上でございます。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号35番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号35番は、許可すべきものと決定いたします。

番号36番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号36番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号36番は、許可すべきものと決定いたします。

番号37番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号37番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号37番は、許可すべきものと決定いたします。

番号38番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号38番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号38番は、許可すべきものと決定いたします。

番号39番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号39番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号39番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号40番～番号46番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号40番と番号41番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号40番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は48ページに示しています。

譲受人は、農業経験1年で、利用計画は野菜です。

現在、草刈機1台を所有されていますが、農機具を順次増やしていく予定です。

また、図面の拠点に民家を購入されカフェを開く予定で、作った野菜はそこで利用したいということです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号41番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、利用計画は野菜と水稲と聞いております。

譲受人と譲渡人は親子関係で、父の農地を譲り受けるということです。

図面は49ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号42番から番号46番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号42番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は50ページに示しています。

作付計画は、水稲の予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号43番は、農地を譲渡により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は51ページです。作付は、黒大豆となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号44番、番号45番、番号46番は、譲受人が同一のため、一括して説明します。

番号44番、番号45番、番号46番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は52ページから55ページに示しております。

作付は、番号44番、番号45番が野菜、番号46番が栗と野菜となっており、現在も譲受人が耕作しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号40番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号40番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号40番は、許可すべきものと決定いたします。

番号41番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号41番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号41番は、許可すべきものと決定いたします。

番号42番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号42番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号42番は、許可すべきものと決定いたします。

番号43番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号43番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号43番は、許可すべきものと決定いたします。

番号44番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号44番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号44番は、許可すべきものと決定いたします。
番号45番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号45番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号45番は、許可すべきものと決定いたします。
番号46番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号46番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号46番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号4番 ～

- 議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、番号1番、番号2番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号1番は、進入路及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は58、59ページに示しています。
申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、近距離に医療施設と鉄道の駅があるため、第3種農地と判断されると考えます。
なお、事業費0円となっているのは、別件で同時期に隣接地の開発計画があり、その転用申請者が無償で造成工事を確約されているものです。
地域委員会としては、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われ
ます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、
いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。
御審議のほど、よろしくをお願いします。
- 委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号2番は、既に農業用倉庫兼車庫、農作業場として、転用済み案件の転用許可を得ようと
する申請で、図面は17ページに示しています。
申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該
当するため、第2種農地と判断できると考えます。
隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われ
ます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、
いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、こちらの案件は申請地の一部が転用されておりますので、土地家屋調査士が作成した求積図面を添付されています。

また、既に転用済みであるため、転用事業者から始末書が添付されています。大まかな内容を報告させていただきます。

今回申請する土地に、転用事業者が昭和50年頃に刺繍業を営むために建物を建てました。その刺繍業を辞めてからは、農業用倉庫兼車庫、農作業場として利用しています。本来であれば、農地の転用は許可を得てから行うものであり、深く反省し今後は農地法を厳守しますという内容となっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、鶏舎及び露天駐車場を建設するための申請で、図面は61ページに示しております。

申請地の農地区分は、教育施設から概ね500メートル以内に存在するため、第2種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への影響はないものと考えられます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、この申請は始末書案件とされておりますので、概略の説明させていただきます。

今般、私が鶏小屋を建設した土地は令和7年11月末時点で既に鶏小屋を設置し、養鶏施設として利用可能な状態になっています。農地であることは重々承知いたしておりましたが、造成し大規模な基礎をすることなく、鶏小屋として販売されている既製品のユニットをコンクリ

ートブロックの上に設置し、いつでも簡単に移動させることができる小屋の設置でしたので、農地法の転用許可は不要と思い込んでおりました。

施設内容も説明されており、以上のような経緯で図面及び写真等を添付いたしますので、当方の勝手な都合ではありますが、申請地を現状のままでの許可をお願いいたしたく転用申請する次第です。なお、既に設置費用の支払いは完了しており、今後設置に要する費用は発生しないため、見積等資金を証明する書類が添付できません。よろしく取り計らいくださいますようお願い申しあげますと始末書が添付されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

これは、農業用倉庫、露天駐車場、露天農作業場を設置するということです。

申請人の実家がこの集落で、両親も住んでおられます。時折帰ってきて栗の栽培をされておられます。

この場所では、グループで使用する集荷所と農業用倉庫を造りたいということです。農地区分は、公共施設から500メートル以内にあり、第2種農地と判断させていただきました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6号の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

～ 議案第 3 号 所有権 番号 1 番～番号 9 番 ～

～ 議案第 3 号 賃貸借権設定 番号 1 番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は 6 6 ページに示しています。

譲受人は、当該農地の西側隣接地を拠点事業所とする事業者で、事業用車両の駐車スペースが不足しており、事業拡大に支障が生じていることから、駐車場確保のためとのことです。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されると考えますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第 1 種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会の確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 2 番～番号 5 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号 2 番と番号 3 番は同一申請のため、併議という取扱いでさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 番と番号 3 番は同一申請のため、一括で議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番、番号 3 番は、農地を売買により取得し、露天資材置場として利用するための申請

です。図面は58、60ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、近距離に医療施設と鉄道の駅があるため、第3種農地と判断されると考えます。

地域委員会としては、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号4番と番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、贈与により譲受人が自宅を建設するための申請です。図面は12ページに示しています。

譲渡人と譲受人は、親子関係にあり、今後両親の介護などを考えて実家の近くで住宅を建設したいとのことです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号5番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は67ページに示しています。

申請地の農地区分は、西側の農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため第2種農地と判断され、東側の農地は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあつてかつ概ね500メートル以内に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番と番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番と番号3番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 一般住宅には少し広い気がするのですが、配置図があればと思いますが、露店駐車場と

庭が面積的にこれだけ要るのか。

○委員 少し広いですが、この土地の後ろが両親の自宅で、前に自宅を建設されたいということで、こういう申請が上がってきております。

○議長 利用計画について、説明がございました。申し合せでは一般住宅で600平米以上だと図面を付けるということになっておりまして、今回、図面は添付されておられません。

内容につきましては、説明があったとおりになりますが、よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買により露天資材置場として利用するための申請です。図面は68ページに示しています。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に接続して設置されている日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、売買によって取得し貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は69ページに示しております。

申請地の農地区分は、公共施設から500メートル以内にあつて、第2種農地として判断されると考えられます。

申請地は、農振除外された農地で、家族が営む自動車販売整備事業の業務拡張により駐車場が必要となり、申請地に25台分の駐車スペースを確保して、貸露天駐車場とするものでございます。両者で使用貸借契約案も添付しております。

代替地の検討、資金証明も確認しております。

雨水排水は、申請地南側に排水溝があり接続されます。駐車場への入口は、西側に事業所の進入口がありますが、工事に伴う入口は東側の農地を通ることから、農地の一時利用の届出を提出するよう促し、速やかに対応する確約をいただいております。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

引き続き、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、売買によって貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は69ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地として判断されると考えられます。

家族が営む自動車販売業の従業員用駐車場が、土地所有者から返却を求められ代替駐車場の確保が必要となりました。25台分を確保し貸露天駐車場として利用します。事業者との使用貸借契約書案も添付しております。代替地の検討、資金証明も確認しております。

雨水は、東の排水溝に接続し、駐車場入口は公園横の歩道から通ります。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、売買によって取得し、一般住宅・露天駐車場等に利用するための申請です。図面は29ページに示しております。

農地の区分は、街区に占める宅地の割合が40パーセント以上占めており、第3種農地と判断されると考えられます。

所在地に親と暮らしてますが家が手狭になり、農地を取得し一般住宅と露天駐車場を設置するものです。代替用地の検討や資金証明も確認しております。

雨水は、前の市道排水に接続できると確認しております。

隣接所有者と地元関係者の同意もあり、周辺農地への影響はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のもので、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

はい、○○委員。

○委員 確認です。街区は鉄道、高速道路、一般生活道路の区分でよかったですか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

街区の範囲の切り方といいますか設定の仕方です。道路、河川で最小の範囲で設定をしております。今回の場合ですと69ページの東側は河川と市道、北側は市道、西側は市道、南側も市道の最小の範囲で区切っております。以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 市道なら一般生活道路じゃなくて市道で区切れればよいのでしょうか。

○議長 改めて、事務局。

○事務局 事務局でございます。

そうです。丹波市市道、普通道路で範囲を設定しております。

○委員 はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等ありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、自宅に駐車スペースのない申請者、すなわち当該農地の借受人が自宅に隣接する貸主の畑地を自家用車駐車場として整備・使用するため、賃貸借権を設定して転用する申請です。図面は71ページに示しております。当該農地の東側が申請者の自宅です。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、申請書には、賃貸借契約書案も添付されております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号13番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は10ページに示しています。

2月17日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、

周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

なお、当該地は担い手が譲り受けを予定しており、今回の申請をすることに対し所有者の同意書が添付されています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明です。図面は17ページに示しています。

2月16日に地域委員会で確認したところ、現地は農業用倉庫、露天農作業用車両置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接所有者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は17ページに示しています。

2月16日の地域委員会で確認したところ、現地は薪置場兼農機具置場・露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成15年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は75ページに示しております。

2月16日に現地を確認したところ、現地は進入路、露天駐車場、住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和45年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番から番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は76ページに示しています。

2月16日に現地を確認したところ、露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成12年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願います。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページに示しております。

2月16日に現地を確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は23ページに示しています。

2月16日に現地を確認したところ、軽量鉄骨造平家建物置になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和42年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は77ページに示しています。

2月13日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は78ページに示しております。

2月17日に春日地域委員会で現地を確認したところ、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和54年頃からであり、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は29ページに示しております。

2月17日の春日地域委員会で確認したところ、現地は住宅の一部となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しております。

2月17日の春日地域委員会で確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は79ページに示しております。

2月17日の春日地域委員会にて確認したところ、現地は左側が露天資材置場で、右側は木や竹などが覆い繁って山林状態となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、1筆が平成18年頃から、もう1筆が昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号10番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号11番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号12番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、番号13番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。
番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は80ページに示しております。
2月13日に確認しましたところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号13番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、地目変更のための非農地証明です。先ほど議案第3号の番号1番で説明いたしました議案に関連するものです。図面は71ページに示しております。

2月13日に確認したところ、現地の対象農地の一部0.37平米ではありますが、賃貸借5条転用しようとする借受人宅の敷地の一部が土間コンクリートとなっておりまして、農地への復旧が困難であって、周囲の状況から見て非農地としても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成16年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 除外番号1番～除外番号3番 ～

○議長 議案第5号、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 除外番号1番から除外番号3番までございますが、地域別に審議します。まず、春日地域の案件について、農業振興課から説明をお願いします。

○農業振興課 議案第5号、除外番号1番、除外番号2番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認の報告をお願いいたします。

○委員 除外番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

場所は、図面5ページと6ページでございます。

この方の家が隣接しており、その隣で事業をされておるということです。事業の拡大に伴って、車両と建築資材の保管場所が不足し、新たな資材置場や駐車場の確保で今回申請されたということです。

また、排水は図面にありますとおり排水路に流します。表土を少しめぐり平地にされますので殆ど切り盛りはございません。

以上、今後とも事業拡大をやっていきたいということでございます。

申請地の農地区分は、街区の占める宅地の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題は無いと考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 除外番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号2番は、申出地の隣接に居住しているが、敷地への進入路及び敷地奥の物置への通路がなく、既存の物置も面積が不足し日常生活に支障をきたしていることから、早急に整備する必要があるための申請です。

現地を確認したところ、除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告がございました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問がないと判断いたします。丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、この除外番号1番、除外番号2番につきましては照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、除外番号1番、除外番号2番につきまして照会のとおり決定することに異議がないと回答することといたします。

続きまして、山南地域の案件について、農業振興課から説明をお願いします。

○農業振興課 議案第5号、除外番号3番朗読

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

事業者が長女と一緒に自営業を検討され、除外申請があったものでございます。

現在は、市外で勤務されておりますが、高齢のため、遠方への移動とか、物品運搬の負担があることから、自宅近くに自営業用の建物を建設したいと考えられております。

自宅には駐車スペースがないため、店舗と共に駐車場を建設される予定です。北や東、南に住宅が隣接し、西側には道路もある形で、除外することに関しまして特段影響がないものと判断しております。

申請地の農地区分は、街区の占める宅地の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地

と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま
す。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題は無いと
考えられます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、除外番号3番について照会のと
おり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、除
外番号3番は、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号10番まで、2月17日の柏原地域委員会において確認をしましたが、
全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関
する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意
見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定するこ
とに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、
全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっし
やいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号11番～番号53番まで、2月16日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号25番、番号41番、番号51番の方は、実家が農地の所在地集落にあり、管理について問題がないと確認しています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することといたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号54番から番号83番について、2月16日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号84番から120番まで、2月17日に春日地域委員会にて確認しました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に異議はございません。

この中の番号87番の権利を設定する者の住所が、国外となっておりますが、この方の家族は市内に住んでおられます。この方の土地を貸すことになっております。

○議長 青垣地域委員会と春日地域委員会からの確認報告をいただきました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○○委員。

○委員 青垣地域の番号74番、番号81番、番号82番の方は、前からやっておられるのですか。

○委員 拠点は青垣地域にありまして、ずっと青垣地域でされております。

○議長 ほかに質問等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

青垣・春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣・春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、山南地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号121番から番号137番まで、2月13日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 市島地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号138番から番号162番まで、2月13日の地域委員会において確認をいたしました。番号139番の方は、地元知り合いがありまして3か月ほど前に利用権の設定をして、許可を受けてしっかり耕作されております。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に

意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 補足説明します。図面は85ページに示しており、図面横の左側の家屋を解体するための用地となっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 市島地域は補足説明ありますか。

○委員 番号2番を補足説明します。地元のお寺が藤祭りに伴う露天駐車場に使用するための一時利用の届出でございます。対象の農地は3か所あって、図面は86ページに示しております。よろしくをお願いいたします。

○議長 質問等ございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号2番、番号3番朗読

○議長 山南地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 コンクリート畦畔の除去です。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号農地の形状変更届について、御承知おきください。

い。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号3番、番号4番朗読

○議長 補足することはございますか。

○委員 議席番号〇番の〇〇が補足説明させていただきます。

番号1番は、農地の一部に農業用倉庫を設置する届出でございます。

隣接所有者の同意もあり、問題ないことを確認しておりますが、この案件には始末書が添付されております。

現地には既に、20年前に父が農地法の許可を得ずに農業倉庫を建設しており、今回の届出によって是正するものであり、今後このようなことがないようにしますとの内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員 番号4番の始末書の内容ですが、同じく届出者の父が平成元年頃に農業用倉庫を建てたもので、令和6年中の相続登記と共に2アール未満の農業用施設の届出を提出することにしておりましたが、相続登記が遅くなり今回の提出となりました。今後このようなことがないように農地法を遵守しますということです

○委員 番号3番は、今まで借りていた農業用倉庫が借りられなくなり、届出地に農業用倉庫を建てるということで、営農への支障はないものと思われまます。

○議長 質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足することはありますか。

○委員 図面は97ページでございます。

消防詰所の裏になりますが、一部に携帯電話無線基地ということで、コンクリート柱を建てるということでございます。以上でございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 報告第6号 ～

○議長 報告第6号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第6号、番号1番、番号2番朗読

○議長 質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号、青年等就農計画の認定について御承知おきください。

これをもちまして、今日予定しておりました議案等は全てとなります。この際何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 皆さん、特に質問等ございますか。

ないようでしたら、ひとまず本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年2月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（ 6 番委員） ㊟

議事録署名委員（ 7 番委員） ㊟
